



こんな格好を誰がさせた

15

## 井戸川 の 損害論

騙し「特」か、騙され「損」か

あなたはどちらを選ぶのか

第16回口頭弁論 報告会資料

2019. 10. 30

原告 井戸川克隆

1

### 井戸川の損害論の集約

- 官邸が事故対応を独占し情報を閉鎖したために、町の災害対策本部長の責務を妨害された損害
- 津波情報を閉ざされたために、原発の運転をとめられなかった損害
- 防ぐことが出来た事故で人生を破壊された損害
- 放射能に全身が被曝をさせられて死に至る不安を抱えながら生きる損害
- 郷土双葉町が放射能に汚染されて住み続けられなくされた損害
- 人生設計を壊され、生きる希望を失った損害
- 中間貯蔵施設によって帰還が困難にされた損害
- 事故が無ければ裁判をしなくて済んだのに、その対応で町長辞任後は専従しなければならない損害等

16

騙して得する奴ら！

- 想定外を語る者＝
- 風評被害と言わせる者＝
- 復興特需を勧める者＝

このつけを国民に回している。

「特別増税・電気料金に化けている」

2

## 騙されて損をしている者

- 原発を誘致した者＝
- 避難させられた者＝
- 事故の責任を転嫁させられた者＝
- 電気を使う者＝
- 税金を払う者＝

結局、国民が一番損をしている

3

- このような事を国が出来るのは

1. 原災法第23条に違反し、事故の被害者を抱える立地周辺の自治体を原子力災害合同対策協議会に参集していないからできたこと。
2. 上記は違法であり、同協議会できめなければならないことを、官邸が違法に代行したもので、非合法的な形で事故に対応したから。
3. 事故の被害者を排除させ、参加して意見を述べる権利を妨害しているから。
4. 正しい報道を止めているから。

13

## 原発事故後に見えた恐ろしさ

- 国は逃げる＝最前線の責任者の「原子力安全・保安院と原子力安全委員会」は逃亡した。 国が逃亡ほう助犯か
- 事故の規模を小さく見せた＝次ページ参照
- 放射能防護基準＝100倍～20倍に引き上げた  
「原因は、原子力行政の不備があったため」

4

## 平成23年5月2日参議院予算委員会会議録

- 「○国務大臣(枝野幸男君)ご承知のとおり、原子力損害の賠償に関する法律では、原子炉の運転等の際の事故により損害を生じた場合には、原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずるという無過失責任が規定されております。これにはただし書で、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的騒乱によって生じたものであるときはこの限りではないという例外規定がございますが、昭和三十六年の法案提出時の国会審議において、この異常に巨大な天災地変について、人類の予想していないような大きなものであり、全く想像を絶するような事態であるなどと説明されております。今回の事態については、国会等でもこうした大きな津波によってこうした事故に陥る可能性について指摘もされておりましたし、また、大変巨大な地震ではございましたが、人類も過去に経験をしている地震でございます。そうした意味では、このただし書に当たる可能性はない、したがって上限はないというふうに考えております」(原子力損害賠償条約と日本の対応 189頁)より引用

14



### (3) 原子力損害賠償紛争審査会のナゾ

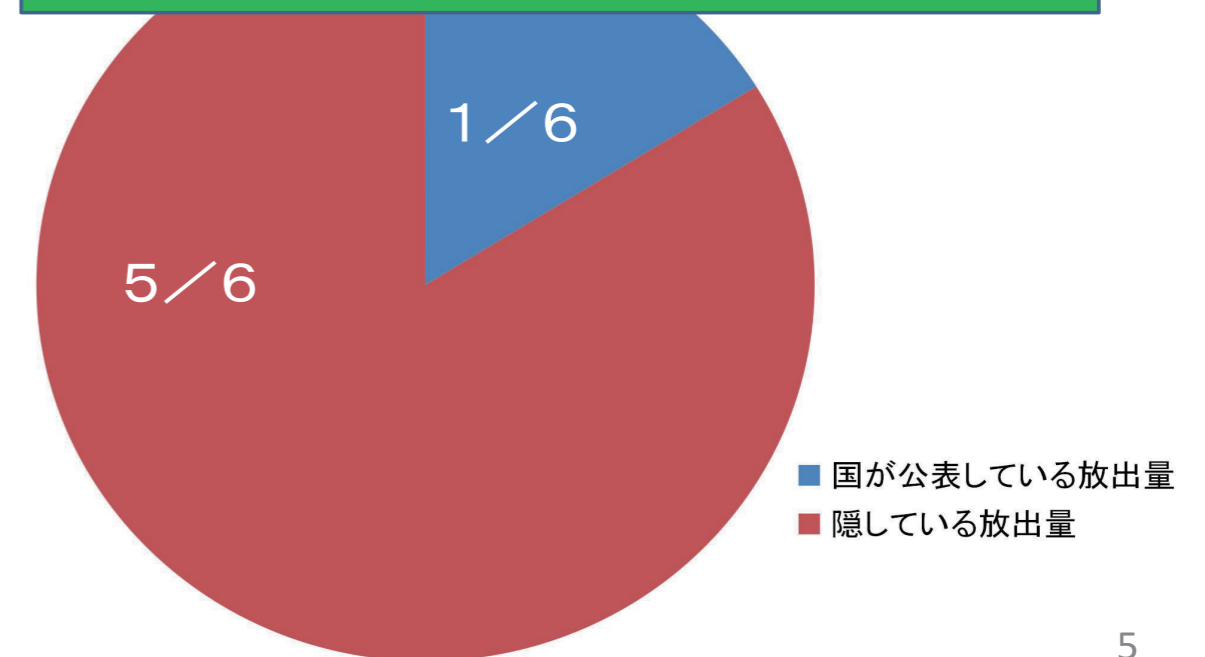
初めて聞く人には仰々しいが、中身は原子力ムラに属している者(加害者側)が中心で構成されている。公正・中立とは真逆の組織だった。

委員長に就いていた能美会長(東京大学法学部教授)は、日本エネルギー法研究所に属しており、2002年8月の原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書及び原子力損害の補完的補償に関する条約 平成10~13年度国際原子力責任班報告書で、(第2章「原子力損害」概念について)で、日本の法と外国の法との違いについて述べている。これらから判断すると「**原発は事故を前提にして成り立っていることが分かる。**」

11

## 一方的に示されている放出量

国民によるバックチェックが待たれる



5

### • 原子力損害賠償法のおかしいところとは

1. 事故前から事故の規模を反映しないで、事業者の責任を1200億円と決めつけているところ。
2. 1200億円を越えれば国が責任を持つというところ。
3. 条約では「不遡及が国際法上の原則である。」が、我が国では、事故時の法を超えた後付法が乱立した。
4. 事故後、原子力損害賠償支援機構法という後付法律を菅政権が作ったこと...これは東電救済法と言い換えることが出来るほど酷い法律、被害者救済を題目にして、実態は廃炉事業に引用するために使われている。

12

## 原子力行政の不備とは

### • 始めから欠陥だった

1. 格納容器の容量が足りなかった
2. 圧力容器の貫通部のシール不良
3. 一次冷却システムの設計不備
4. 中性子線による金属脆化の考慮不足
5. 事務屋の保安検査官が関わった
6. 東電に聞かないと駄目な国の行政
7. 現場を知らない専門家が関与したこと

6

## 通産検査が生んだ事故

- 事前審査と完成検査がしっかりしていれば事故は起きなかった。
  1. 当時の検査官の責任は重大である。
  2. 信頼を失い、事故を招いた責任がある。
  3. 事故原因は津波の問題ではない、通産検査がちゃんとしていれば津波が来ようとも、地震があろうとも事故に繋がらなかった。

7

## 加害者だけで決めた賠償基準

- 対象区域  
(1) 避難区域: 政府が原子力災害対策特別措置法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した地域・・・としているが上記の原災法を犯している政府が地方公共団体の長に指示などできるはずがない。

菅政権は、原災法の手続きを踏まえないで、自分の想いで事故の対応をしていたことは、既に国会質問等で証明されている。

9

## 事故対応から双葉町を排除した理由 は？

- 排除したからできたこと
  1. スピイディ情報の隠ぺい。
  2. 避難範囲を実情よりも狭くした。
  3. 被ばく基準の不当な引き上げ。
  4. 被害の実態を隠せた。
  5. 20分の1の賠償基準を作った。
  6. チェルノブイリ事故の6分の1に偽装することが出来た。

8

- (2) 屋内退避とは、初めて聞く人には通用するが、屋内退避という手段は違法であるので、これを指示することは許されない。  
建築基準法では、換気設備の技術的基準と構造的基準が定められている。更に、2003年7月1日の改正では、ほとんどの住宅やマンションで、常時(24時間)換気設備が必要とされている。ビル管理法でも、室内環境基準が定められていて、酸欠になることは禁止されている。この為、屋内退避を命じた政府は違法なことをさせたことになるので、公務員職権濫用の罪に抵触してしまった。

10